

山梨県立大学看護実践開発研究センター運営規程

(平成22年4月1日制定 看護8401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第29条の規定に基づき、山梨県立大学看護実践開発研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、看護学部全教員が構成員となり、看護職者がさらなる看護実践の質向上のための専門知識や技術の習得、また研究活動ができるための専門職支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 看護実践の開発と研究支援
- (2) 看護継続教育の支援
- (3) DX活用およびシミュレーション教育の推進支援
- (4) 情報発信
- (5) その他必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 事務職員
 - (3) その他必要な教職員
- 2 理事長は、専任の教授のうちから、看護学部長（以下「学部長」という。）の意見を聞いた上で、センター長を決定する。
- 3 学部長は、必要と認めるときは、その他必要な教職員を選任する。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センターの委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、センターに次の委員会を置く。

- (1) センター運営委員会
 - (2) センター実施委員会
- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日を任期の初日とするセンター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。